

奈良県指定難病審査会委員定数規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十六号

奈良県指定難病審査会委員定数規則

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第八条第二項に規定する奈良県指定難病審査会の委員の定数は、十五人以内とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。